

# 湯梨浜町まちづくり創造事業 応募の手引き

湯梨浜町を住み心地がよく、これからも住み続けたいまちにするためには、地域のことを一番よく知っている町民の皆さんが主体となって、まちづくりに積極的に取り組むことが大切です。町では、自主的・継続的にまちづくりの創造活動を行う団体の支援事業を実施しています！



湯 梨 浜 町  
ま ち づ く り 企 画 課

(令和8年1月作成)

<目次>

1. 対象団体	.....	3
2. 対象事業	.....	3
3. 対象経費一覧	.....	4
4. 補助金の額および条件	.....	5
5. 応募方法	.....	5
6. 応募期限	.....	5
7. 審査方法	.....	6
8. 実績報告	.....	7
9. 書類提出先および問い合わせ先	.....	7



## 1. 対象団体

事業主体は、町内に事務所を置く団体、県登録の NPO 法人、区又は公民館を単位とする団体で、次の（１）～（３）すべてに該当する必要があります。

- （１）町内在住又は町内勤務者の５人以上で構成され、活動状況が認知できる団体。ただし、会員に町内在住者が１人以上いること。
- （２）地域づくり、地域活性化などこの事業の目的に適合し、営利を目的としない団体。
- （３）会計経理が明確である団体。

## 2. 対象事業

下記の①～③すべてを満たし、かつ、次の（１）～（４）のいずれかに該当する事業が対象です。

<すべてに当てはまること>

- ①新規事業
- ②事業成果が永続性を有し（原則３年以上）、活性化が図られるソフト事業
- ③年度ごとに終了する事業



上記ですべてに当てはまったら次を確認します。

<いずれかに当てはまること>

### （１）町民と行政との協働

町民と行政の役割を明確にしながら、各種団体等の連携体制を確立し、さらに NPO・ボランティア等の育成も含め、町民と協働したまちづくりを推進する活動。

### （２）まちづくりに関する調査・研究活動

時代の潮流や本町を取り巻く社会経済の諸情勢、地域の課題等を様々な角度から調査・研究し、新しいまちづくりに向けての提案等に対する活動。

### （３）地域、産業振興、福祉等まちづくりの活性化を目的とする活動

地域資源や特色を有効に活用しながら、特産品開発、情報発信、人材育成、各種交流、新たな文化の創造等、積極的な社会参加やまちづくりに対する活動。

### （４）その他町長が必要と認めた事業

なお、次のいずれかに該当する事業は対象としません。

- （１）町の他の補助金等の交付を受けている事業
- （２）町外の場所で行う事業
- （３）親睦を主たる目的とする事業
- （４）祭り、運動会、スポーツ大会等地域で通常一般的に行われている事業
- （５）特定の政治活動や宗教活動又は営利を目的とした事業
- （６）その他町長が適当でないと認める事業

### 3. 対象経費一覧

補助対象事業に要した経費のうち補助の対象となる経費は、下表の通りです。

項目	対象となるもの	対象とならないもの
謝金（全体事業費の20%を上限とした額）	講師、指導者への謝礼等	補助団体構成員に対するもの
材料費	事業に直接必要な材料費	
資料費	用紙代（会議資料、活動資料、ポスター、プログラム等）	
宣伝費	事業の宣伝に係る費用（テレビ、ラジオ、ホームページ、雑誌掲載等）	
印刷費	コピー代（事業の開催案内、会議資料、ポスター、プログラム等）、冊子作成等の印刷製本代	
記録費	事業の実施を記録するための写真現像代等	
通信費	はがき、郵便切手、宅配便等の料金	
運搬費	運送業者等への荷造り費及び運賃等	
会議費	会議を行う会場借料、機材借料等	
その他	その他事業のために町長が適正と認める経費	

なお、次のいずれかに該当する経費は対象としません。

- (1) 給与等の人件費及び備品購入費
- (2) 専ら団体の運営に係る経費
- (3) 慰労会、反省会、派遣等の経費
- (4) 宗教に関する経費（神官、僧侶、お供え等）
- (5) その他町長が補助対象経費とすることが適当でないと認める経費

#### 4. 補助金の額および条件

- ①事業費の2分の1以内の額を補助
- ②事業費は最低5万円以上とし、交付限度額は20万円
- ③補助金は単年度ごととし、補助期間は最高3年

#### 5. 応募方法

期限までに、必要書類を提出してください。役場で開催する審査会にて事業内容を審査し、結果に基づいて補助金の交付を決定します。なお、審査会は、4月と10月に開催しますので、予定されている事業の実施に間に合うよう応募をお願いします。

！！注意！！

事業の支出が認められるのは、補助金の交付決定日以降です。  
交付決定日より前の支出は対象経費となりませんので、ご注意ください。

##### (1) 応募関係書類の取得方法

- ・町ホームページからダウンロードしていただけます。  
(URL <https://www.yurihama.jp/soshiki/3/26989.html>)
- ・役場まちづくり企画課で配布しております。

##### (2) 応募書類の提出先

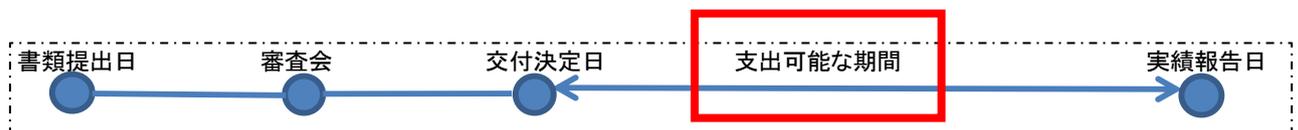
必要事項を記入のうえ、役場まちづくり企画課へ直接持参をお願いします。

##### 【必要書類】

○まちづくり創造事業協議書（様式第1号）

団体概要書および名簿、団体の会則・規約等を添付してください。

※提出していただいた書類に不備がある場合は、訂正をお願いしますので、  
期限に余裕をもって提出していただきますようお願いいたします。また、提出  
書類は返却しませんので、必ず写しを取ってください。



#### 6. 応募期限

4月審査会：令和8年3月27日（金）まで

## 7. 審査方法

補助する対象事業は「審査会」で選定します。申請団体（代表者）は審査会に出席のうえ、審査会の委員に対し事業計画内容を提案説明（プレゼンテーション）していただきます。委員は、説明していただいた内容を、次の（１）～（５）の審査基準により総合的に審査します。

※発表時間等は役場で調整し、連絡させていただきます。

※プロジェクター、パソコンなどを使用される場合は事前にご連絡をお願いします。役場で準備できるものは可能な限り対応させていただきます。

### (1) 湯梨浜らしさ

- ◆ 湯梨浜の歴史文化資源や自然環境・景観など、地域の特色を生かしているか
- ◆ 湯梨浜で暮らしている人、湯梨浜に関わりがある人を生かしているか

### (2) 実現性

- ◆ 事業の目的・内容・実施体制が明確であり、実行可能か
- ◆ 活動団体の規模・能力と事業が合っているか

### (3) 公益性

- ◆ 事業の成果が、特定の町民や団体の利益につながるものではなく、多くの町民に幅広く還元されるものであるか
- ◆ 町や地域の課題をつかみ、それに対応しようとしているか

### (4) 公開性

- ◆ 事業内容を積極的に情報発信するように工夫されているか
- ◆ より多くの町民が関心を持ち、事業に参加できるように工夫されているか

### (5) 斬新さ

- ◆ 斬新な事業内容になっているか
- ◆ 斬新な手法を取り入れているか
- ◆ 他団体との協働など斬新な取り組み方を取り入れているか

## 8. 実績報告

事業が完了したら、実績報告書を下記①、②のいずれか早い期日までに提出してください。

- ① 事業の完了の日から起算して30日を経過した日
- ② 事業実施年度の3月31日

### 【必要書類】

○まちづくり創造事業実績報告書（様式第7号）

事業実績書、領収書・レシートの写し（支出内訳が分かるようコピー）、事業実施の際の写真やポスター・チラシなどを添付してください。

実績報告書の提出後、内容や経費の適正さの検査を行い、その結果に基づいて補助金の額が確定します。

## 9. 書類提出先および問い合わせ先

ご不明な点があれば気軽にお問合せください。

湯梨浜町役場 まちづくり企画課（役場 本館2階）  
TEL 35-5311 / FAX 35-3697  
E-mail : ykikaku@yurihama.jp

